

沖縄県警察証明事務取扱要綱

(平成30年2月9日沖例規務第1号)

改正 平成31年3月27日沖例規務第1号

第1 目的

この要綱は、沖縄県警察（以下「県警察」という。）において行う証明事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 県警察における証明事務の取扱いの方針

県警察において行う証明は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるもの（以下「事実の証明」という。）についてのみ取り扱い、事実の証明のできない場合に当該事案の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明（以下「届出受理の証明」という。）は、次の場合のほかは行わないものとする。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁がなく、その証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 法務省、外務省、国税庁等（以下「官公庁等」という。）から事務の取扱上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (4) (3)に該当するもの以外で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別な事情が認められるもの

第3 証明の種類

第2に規定する証明で、県警察が行う主な証明は次のとおりである。

- (1) 事実の証明
別表第1に定めるものとする。
- (2) 届出受理の証明
別表第2に定めるものとする。

第4 取扱要領

- 1 証明は、法律、政令、府令等（以下「法令等」という。）において証明者の指定されているもの又は重要特異なものを除き、所属長がその所掌事務に係る事案について、おおむね別記書式による奥書きにより行うものとする。ただし、奥書きによる証明が適当でないと認められるものについては、別紙を用いて証明することができる。
- 2 法令等において、警察本部長が証明者に指定されている証明又は重要特異な証明の願い出があったときは、所属長は当該願い出を警察本部長に報告して証明書を出願者に交付するものとする。
- 3 証明の願い出が遠隔の派出所、駐在所又は警察官詰所に対して行われ、かつ、緊急

やむを得ない事情のあるものについては、法令等において証明者の指定されている証明及び重要特異な証明を除き、第4の1の規定にかかわらず、取扱警察官が電話、FAX又はメールによって事前に所属長の承認を得た上で、当該取扱警察官名をもって当該証明を行うことができるものとする。

第5 留意事項

証明は、その用途により個人の利害得失に係るものであることから、その取扱いに当たっては、努めて慎重を期するとともに、次に掲げる事項に十分留意し、悪用されることのないようにしなければならない。

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 願い出の真実性、利用目的、提出先等を確認し、証明の必要性を検討すること。
- (3) 出願者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 法令等の定めによるものについては根拠規定を確認し、その他のものについては客観的必要性を吟味すること。
- (5) 証明書の発給枚数は、諸般の事情に配慮して必要限度にとどめること。
- (6) 民事事件に悪用されるおそれのある事項は除外すること。
- (7) 証明できないものについては、出願者に事由を告げて了解を求めるとともに、当該証明のできる機関を教示する等出願者の利便を図ること。
- (8) 代理人による申請の場合は、委任状により本人の意思の確認を行い、確認ができたときは、代理人を被出願者として取り扱うものとする。

第6 証明事務の記録

所属長は、証明の願い出があったときは、これを証明するかどうかにかかわらず、別記様式の証明願処理簿にその経過を明らかにしておかなければならない。この場合において、証明願処理簿は警察署にあっては警務課、それ以外の所属にあっては証明事務を所掌する係において保管するものとする。

第7 その他

証明を行う場合において、法令等において特に定める場合のほかは、手数料を徴収しないものとする。

別表第 1 （第 2 関係）

事実の証明

証明種別	証明の概要	根拠法令等	担当所属等
警察履歴証明	次に掲げる手続に必要な警察職員として在職した期間等の証明 1 警察職員からその退職に際して請求のあった場合 2 警察職員として在職した履歴の証明のため。 3 行政書士の登録申請のため。 4 恩給請求のため。	労働基準法 行政書士法 警備業法及び同法施行規則 恩給給与規則	警務部警務課
警察に協力援助した者の給付の求償等に必要な証明	求償請求手続その他必要がある場合	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律	警察署の警務課
留置、勾留等身柄拘束証明	警察署の留置施設に留置した期間で、生活保護費の停止手続、国民健康保険料の減免、運転免許証の更新等の手続に必要なため。	生活保護法 地方税法 国民健康保険法 道路交通法、道路交通法施行令等	警察署の警務課又は留置管理課
搜索証明	搜索をした場合において証拠物件又は没収すべきものがなかった事実の証明	刑事訴訟法	搜索執行者
犯罪経歴証明書	入国査証に犯罪経歴証明を必要としている外国へ渡航する場合等	外務省設置法 国家行政組織法 犯罪経歴証明書発給要綱の制定について（平成21年警察庁通丙鑑発第12号、丙刑発第20号）	刑事部鑑識課
自動車の保管場所証明	自動車登録の際に必要なもの	自動車の保管場所の確保に関する法律施行令	警察署の交通課又は交通対策課
その他の証明	上記以外の事実の証明	警務部警務課との協議が必要	当該証明に係る業務を担当する課

別表第2（第2関係）

届出受理の証明

証明種別	証明の概要	根拠法令等	担当所属等
遺失届出証明	紛失等を要件として、次に掲げる手続に必要な届出受理の証明 1 在留カード又は特別永住者証明書の再交付 2 旅券の紛失の届出又は再発給 3 有価証券等の無効宣言	出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「出入国管理に関する特例法」という。）及び同法施行規則 旅券法及び同法施行規則 商法 非訟事件手続法	警察署の会計課
被害届出証明	盗難、横領等を要件として、次に掲げる手続に必要な届出受理の証明 1 在留カード又は特別永住者証明書の再交付 2 旅券の紛失の届出又は再発給 3 有価証券等の無効宣言 4 雑損控除の申告（盗難及び横領に限定）	出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則 出入国管理に関する特例法及び同法施行規則 旅券法及び同法施行規則 商法 非訟事件手続法 所得税法及び同法施行令	警察署の捜査を担当する課
行方不明者届受理証明	当該行方不明者が一定期間、生死が明らかでない場合において、次に掲げる手続に必要な届出受理の証明 1 失踪の宣言 2 離婚の訴えの提起 3 児童手当等の各種手当の受給	民法	警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
その他の証明	上記以外の届出受理の証明	警務部警務課との協議が必要	当該証明に係る事務を担当する課

別記書式（第4関係）

1 事実の証明の書式

証第	号
上記の願い出のことは、事実と相違ないことを証明する。	
年	月 日
証明者	官職名 印

- 備考1 別紙を用いて証明する場合は、B5判縦長とし、願い出の文書との間に契印する。
- 2 証番号については、証明願処理簿の発行番号を転記する。

2 届出受理の証明の書式

証第	号
上記の願い出のことは、年 月 日付け文書（口頭）により において受理していることを証明する。	
年	月 日
証明者	官職名 印

- 備考1 別紙を用いて証明する場合は、B5判縦長とし、願い出の文書との間に契印する。
- 2 証番号については、証明願処理簿の発行番号を転記する。

3 在留カード及び特別永住者証明書の再交付に係る証明の書式

年	月	日
Year:	Month:	Day:
年	月	日
년	월	일



在留カード等の届出受理内容について

Details of acceptance of police report filed regarding the residence card,
etc. /

关于在留卡等申报事宜受理内容 / 재류카드등에 관한 신고 접수 내용에 대해

受理警察署名 Report accepted by 受理警察署名称 접수 경찰서명	警 察 署 Police Station 警 察 署 경 찰 서 TEL: 担当: _____ 印
対 象 物 件 Property 物 品 물 품	在 留 カ ー ド / 特別永住者証明書 Residence card 在 留 卡 재 류 카 드 Special Permanent Resident Certificate 特別永住者证明书 특별영주자증명서
届 出 種 別 Type of report filed 申报类别 신고의 종류	遺 失 届 / 被 害 届 Lost property report 报 丢 失 분 실 물 신 고 Damage report 报 损 失 피 해 신 고
遺失/被害日時 Date and time of loss/damage 丢失或损失日期时间 분실/피해 일시	
遺失/被害場所 Place of loss/damage 丢失或损失地点 분실/피해 장소	
届 出 人 Reporting person's name 申报人 신고자	
届出受理日 Date of report accepted	年 月 日 Year: Month: Day:

申报受理日 신고 접수 연월일	年 년	月 월	日 일
受理番号 Reference No. 受理编号 접수 번호			
その他 Other remarks 其他 기타			

以上のとおり、在留カード等に関する届出を受理したことに間違いありません。

It is hereby certified that the report regarding the residence card, etc. has been accepted as detailed above.

如上受理在留卡等有关申报。

위와 같이 재류카드등에 관한 신고를 접수한 사실이 있습니다.

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式（第6関係）

証明願処理簿

所属 長印	発行 番号	願い出受 理年月日	証明 種別	願い出の理由	出願者の住居、職業、 氏名、年齢等	措置	取扱 者印

備考1 証明種別欄は、「警察履歴証明」、「留置証明」、「犯罪経歴証明」等と記載する。

2 願い出の理由欄は、「勤務先への欠勤理由証明のため」、「公示催告手続のため」等と記載する。

3 措置欄は、証明した場合は「 年 月 日証明（又は証明書交付）」と記載し、証明しない場合はその理由を簡記すること。

4 A4判とする。